

請求書等の押印省略及び電子メール等による提出に関するQ&A

押印省略について

No.	質 問	回 答
1	押印を省略する場合の請求書等の記載方法について	次のいずれかの記載がある場合は、請求書の押印を省略することができます。 ①請求書が法人その他団体の場合、「発行責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）」の記載があるもの ②請求書に「適格請求書発行事業者登録番号（インボイス登録番号）」の記載のあるもの ※連絡先は、請求内容等に不明な点があるときなど確認のために連絡することがありますので、必ずつながる連絡先を記入してください。
2	全ての請求書で押印を省略できますか。	法令や条例のほか市の規則などで押印が義務付けられているものについては、押印を省略することができません。詳細は担当課にお問い合わせください。
3	押印した請求書は、受け付けてもらえないのですか。	従来どおり押印した請求書を提出いただいてもかまいません。この場合、請求書への担当者の記載は必須ではありません。
4	なぜ担当者の記載が必要なのですか。	請求内容に不明な点があった場合、担当課から速やかに確認の連絡ができることにより、請求書の真正性を担保するためです。
5	担当者とは誰ですか。	本請求に係る担当者を指します。
6	押印を省略した請求書に誤りがあった場合どのように対応したらよいですか。	押印を省略した請求書は訂正できませんので、差し替えでの対応をお願いします。
7	押印のある請求書も発行責任者及び担当者、連絡先の記載は必要ですか。	押印のある請求書の場合は、発行責任者及び担当者、連絡先の記載は不要です。
8	発行責任者と担当者が同一人物の場合はどうなりますか。	発行責任者と担当者が同一人物であっても問題はありません。その場合は、「同上」と記載する等、同一人物であることが分かるようにしてください。」
9	本人以外の支払先に支払う場合も押印省略は可能ですか。	債権者本人以外から請求がある場合、また、債権者本人以外の口座（同一債権者だが口座名義と債権者の名称に差異がある場合を含む）に支払う場合は、従来どおり請求書・委任状（申立書）の双方に押印が必要です。

10	債権者が個人の場合でも発行責任者及び担当者、連絡先の記載は必要ですか。	債権者が個人（個人事業主含む）の場合は、連絡先のみ記載があれば問題ありません。
11	押印した書面をスキャナーで取り込んだものなど印影のあるファイルを電子メールで提出する場合は、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」の記載は必要ないか。	電子メールで提出いただく場合は、印影の有無にかかわらず、請求書等に「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を記載が必要です。 なお、請求書等に発行責任者の氏名を記載することが困難である場合には、請求書等の提出時に、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」を電子メール本文に記載していただくことも可能です。

電子メールによる提出について

No.	質 問	回 答
1	請求書等は電子メールで提出しなければならないか。	従来の方法（郵送又は持参）で提出していただくことも可能です。 ただし、押印を省略するのであれば、「発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名及び連絡先（電話番号）」又は「適格請求書発行事業者登録番号（インボイス登録番号）」を請求書等に記載する必要があります。
2	電子メールに請求書等のファイルを添付する代わりに、本文に必要事項を記載してもよいか。	電子メールにより提出いただく場合は、PDF形式の添付ファイル以外は認められません。
3	請求書等を電子メールで提出する場合、電子メールをどこに送信すればよいか。	その契約等を担当する所属の電子メールアドレス宛て送付してください。
4	FAXによる請求書等の提出は可能か。	FAXによる請求書等の提出は認められません。